

症例に関する資料の作成基準および送付方法

☆症例報告書等の作成は、

『歯周病患者におけるインプラント治療のガイドライン(日本臨床歯周病学会発行)』

『歯周組織再生療法のコンセンサス (日本臨床歯周病学会発行)』

『歯周病患者へのインプラント治療の実際 (日本臨床歯周病学会発行)』

『歯周病患者におけるインプラント治療の指針 2008(日本歯周病学会編)』

『歯周病患者における抗菌療法の指針 2010(日本歯周病学会発行)』

『歯周病患者における再生治療のガイドライン 2012(日本歯周病学会発行)』

『糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン改訂第2版(日本歯周病学会発行)』

『歯周治療の指針 2015(日本歯周病学会発行)』

『歯周病と全身の健康(2016) (日本歯周病学会発行)』

『歯周病患者における口腔インプラント治療指針およびエビデンス 2018(日本歯周病学会発行)』

『歯周病学用語集 第3版(2019)(日本歯周病学会編)』

『日本臨床歯周病学会としての新分類への対応 (日本臨床歯周病学ホームページ)』 に準じた用語を用いること。

歯周病の進行程度は原則として、中等度以上の歯周炎および特殊な歯周炎とする。

*申請および症例資料の提出は全てデジタル書式にて作成し申請すること。

- 1) 口腔内写真：初診時、メンテナンスまたはサポータティブペリオドンタルセラピー (SPT) 移行時、およびメンテナンスまたは SPT 時の口腔内写真を添付すること。
原則として正面像、左右側面像、上下咬合面像の 5 枚以上が望ましい。(義歯を装着している際は、義歯装着なし、装着時の各々の口腔内写真を添付すること。) しかし、症例の概要がわかるものであれば 5 枚以下でも可。
- 2) X線写真：X線写真:デンタル 10 枚法あるいは 14 枚法が望ましい。しかし初診時に限り症例の概要が説明できるものであれば、10 枚以下あるいはパントモ撮影の写真でも可。前歯から臼歯への移行部、最後臼歯の(第三大臼歯を除く)遠心の骨形態が把握できること。インプラント治療などを行なっている場合で、CT 画像等があれば資料を添付する。プレゼンテーション症例に関しては、初診、およびメンテナンス時の 10 枚法以上のデンタル X 線写真が必要となる。
- 3) 歯周組織検査表：初診時、歯周基本治療終了時、メンテナンスまたは SPT 移行時、およびメンテナンスまたは SPT 時の 4 つの時期が必要。
- 4) 症例中明らかに説明を必要とするもの(特殊なケース・処置内容・その背景など)は、症例中にコメントを記入するか術中の資料を添付してもよい。
- 5) 症例資料
 - (1) 口腔内写真およびX線写真の提出には、「症例提出用テンプレート」(ppt,pptx 版)を用いること。
 - (2) 口腔内写真は、左右側をポケット診査表およびX線写真の左右と一致させること。

- (3) アナログ写真をデジタル化する場合には、300dpi 以上の画素数でスキャンニングを行うこと。
 - (4) それぞれのデジタル(化)写真をテンプレートに記載してある要領を活用して整理すること。
 - (5) 写真を組み込んだテンプレートを、症例資料として「申請者〇〇〇〇・症例 No.〇」とタイトルをつけて保存すること。さらにそれらを PDF に変換し提出用症例資料として保存すること。
 - (6) 保存した提出用症例資料を CD-R にコピーすること。
 - (7) CD-R のラベルに、申請者の名前を明記すること。
 - (8) 本試験でのケースプレゼンテーションに使用する症例は、申請資料の症例番号 1 番とすること。また、この症例は歯周外科処置を行っている症例とし、歯周外科手術の術式ならびに骨欠損形態 が確認可能な術中写真を添付する。
- 6) 申請書類様式および、提出症例の病歴および治療経過の記録用紙 ダウンロードした規定の様式に申請書類とすべての症例の報告書を入力記載し、紙媒体にプリントアウトし、必要な個所に捺印を受ける。

【認定医申請料、登録料送金先】

郵便振替口座名：「日本臨床歯周病学会認定医係」

口座番号：00110-7-581283

申請料：2万円（申請時） 登録料：4万円（合格後登録時）

【送付方法】

- (1) 上記 CD-R と紙媒体にプリントアウトした書類を、角 2(A4)サイズのクッション封筒(エアプチ等の緩衝材入り)に入れ、表に自分の名前を記入すること。
- (2) 原則として「ゆうパック（書留）」または「宅急便」で各社の専用の袋を用いて送付すること。
- (3) 申請書類郵送先：〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 3 階
(一財) 口腔保健協会内 日本臨床歯周病学会認定医係
TEL 03-3947-8891

【注意事項】 症例は指導医審査施行細則第 4 条第 1 項に準ずる。

- (1) 歯周炎患者 10 症例を提出すること。
- (2) 歯周ポケット 4mm 以上の部位が全体の 30%以上、かつ歯周ポケット 6mm 以上が 3 歯以上存在している歯周炎症例であること。
- (3) 全ての症例はメンテナンス又はサポータティブペリオドンタルセラピー（SPT）（歯周治療終了後 6 か月以上経過（1 年以上経過していることが望ましい））まで進んでいて、機能している残存歯が 10 歯以上存在していること。なお申請資料には最新のデータを使用すること。
- (4) 特殊な歯肉炎や歯周炎、あるいは歯周形成手術により歯肉歯槽粘膜の解剖学的異常に対処した症例も 2 症例以内で含めてよい。
- (5) 10 症例中 8 症例以上で歯周外科処置を行っていること。この場合、インプラント治療に特化した外科処置は歯周外科処置数には含めない。
- (6) 歯周外科処置の中に 1 症例以上の再生療法を含むこと。さらに、歯周形成手術が含まれていることが望ましい。
- (7) 初診時に高齢者（65 歳以上）又は全身疾患を有する症例を 1 症例含むこと。
- (8) 初診時、メンテナンス又は SPT 時の口腔内写真、歯周組織検査表、デンタルエックス線写真を添付すること。
- (9) 年月日については全て西暦で記入のこと。
- (10) 申請書類のデジタル書式は学会ホームページからダウンロードすること。
- (11) 口腔内写真および X 線写真の提出は従来のアルバム形式(アナログ形式)では申請できない。